

ペットタウン まちだ

動物の愛護及び管理に関する法律が改正になりました。

昨年の6月国会で改正になった動物の愛護及び管理に関する法律が、今年の6月1日に施行されました。「愛情はたっぷりと・責任はしっかりと」（環境省のリーフレット）という改正の内容は、概ね次のようになっています。

1. 動物愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するため、環境大臣が基本的な指針を定めること、その指針に基づいて都道府県が推進計画を定めることが盛り込まれました。これにより、ともすれば個別的な施策だったものが、系統的・計画的なものになることが期待できます。
2. 動物取扱業の適正化のために届出制から登録制となり、動物取扱責任者の選任及び研修が義務付けられる等、社会的・法的責務を負うことになりました。
3. 動物虐待等に対する罰金が30万円以下から50万円以下に強化されました。

また、動物由来感染症の予防のための注意の義務が課せられる等、飼育者の動物飼育上の責務が重くなっています。

また、「家庭動物等の飼育及び保管に関する基準」等も改定され、動物の飼育者の責任も従前より重くなっていますので、飼育者の方は飼育に当たって今まで以上に十分留意してください。

ペットのきもち

毎朝夕、通勤途中で犬と散歩している方達を見かけます。
足がおぼつかなく、やっと歩いている老犬をゆっくりと散歩させている飼い主の姿を見ているとほほえましくも感じます。老いても大切な家族なのですか

ら。
少し気になることもありま
す。フンの放置と、引き綱を
放すことです。

犬のフンは飼い主が持ち帰
れば良いこと。引き綱をつけ
ずに散歩させることは、ペッ
トに慣れていない方、犬嫌い
な方には、大変な恐怖になり
ます。

どちらも犬の立場を飼い主
が悪くする、大きな要因です。
「人と犬（動物）が共生でき
る豊かな地域社会」は飼い主の
努力で実現できます。そして
それは犬にとって幸せなこと
でしょう。

こう変わります。動物の飼育者の責務

1. 所有の明示について強化されました

家庭動物については、所有者の氏名・連絡先を記した首輪、名札等や所有権情報を特定できる記号が付されたマイクロチップ、入れ墨、脚環（あしわ）などで所有を明示することが定められました。また首輪・名札等で明示する場合は、それらが経時的に消耗することから、マイクロチップ等の耐久性の高い明示器具を併用するよう努めることが定められました。

このことによって、以下のことが期待できます。

- 動物の盗難を防ぐとともに、逸走して迷子になった場合、速やかに飼い主のもとにもどすことが可能になります。
- 責任の所在を明確にすることにより、飼い主の意識の向上などを通じて動物の遺棄及び逸走を未然に防止することができます。

狂犬病予防法では、犬鑑札と当該年度の狂犬病予防注射済票の装着が義務付けられており、

これが所有を明示するものとなりますが、補完的にマイクロチップ装着を併用するようお勧めします。



マイクロチップ



2. 所有の明示について強化されました

従来より、動物に必要な運動・休息・睡眠等の確保の責務がありましたが、今回「種類・生態・習性及び生理に応じた」という文言が入り、きめ細かな健康・安全保持義務が課せられました。

また、病気や負傷の動物を獣医師に診診せずに放置することは、動物虐待となるとし、速やかな獣医師の加療を求めています。

更に、訓練・しつけ等でみだらに殴打したり、酷使したりすることは虐待の恐れがあります。



3. 危害防止についての規定が強化されました。

「大きさ及び闘争本能にかんがみ人に危害を加える恐れが高い犬の場合、人の多い場所・時間帯を避けた運動を努めることや、重大な事故を起こさないよう、必要に応じて口輪の装着することが努力規定となりました。

4. 周辺住民への迷惑防止について

犬や猫の所有者等は、頻繁な鳴き声等の騒音又はふん尿の放置等がないよう努めることが盛り込まれました。

また、特に猫について屋外飼育の場合にふん尿・鳴き声による迷惑防止の努力義務が盛り込まれました。

東京都獣医師会町田支部と

「災害時の飼育動物救護活動に関する協定」を締結しました

大震災などの災害時に飼育動物を適正に管理することは、大切な家族の一員である飼育動物の命を守るばかりだけでなく、人の管理下から逸走した飼育動物が人に危害を加えることを防止できます。

そのようなことから町田市では東京都獣医師会町田支部と『災害時の飼育動物救護活動に関する協定』を2006年2月8日に締結しました。

協定では、災害時の飼育動物対策について大きく3つの内容で規定しています。

①飼育者とともに避難所に「同行避難」した飼育動物の関すること。

町田市では、飼育者に災害時の飼育動物の避難場所をあらかじめ確保しておくよう飼育者に呼びかけていますが、それができない場合は飼育者とともに避難場所へ「同行非難すること」なっています。(犬・猫等の小動物に限る)。

この場合飼育動物の適正管理・公衆衛生に関する指導・助言を動物の専門家である獣医師が行います。



②災害時に飼育者のもとから逸走してしまった飼育動物に関すること。

逸走動物をそのまま放置することは飼育動物の命ばかりだけでなく、市民の身体・生命へ危害につながる恐れもあります。そこで東京都獣医師会町田支部加盟の動物病院等に『臨時動物保護所』を設置し、市民の皆様の協力を得て逸走動物の保護・保管・初期治療を行います。

③それらの動物情報の管理体制に関すること。

『臨時動物保護所』に保護された飼育動物は速やかに飼育者の元に戻すことが必要です。そこで、市役所に『災害時動物情報管理窓口』を設置し、保護情報と検索情報を一元的に管理し連絡体制を確立します。

今後は、東京都獣医師会町田支部に加盟していない獣医師とも同様の協定を締結することを予定しています。また「同行避難」についても実施に当たっての問題点を整理し、準備態勢を確立していくことが急務となっています。

災害時の準備を飼育者の皆さんに呼びかけます。

「同行避難」の準備

「同行避難」の詳細の形態は未定ですが、今のところ人の住居スペースとは別の場所でケージ・クレートの生活になることが予想されます。

あらかじめケージ・クレートを用意しておくこと、その生活に慣れさせておくことが必要となります。(次ページ図・写真)

避難生活のために準備しておきましょう。

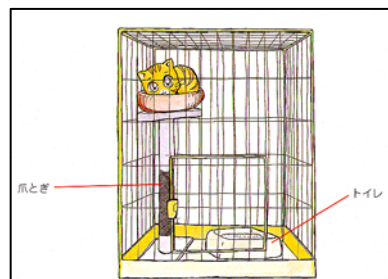
- エサ・飲料水 最低、1週間分は食器とともに用意しておきましょう。
- 薬 災害時はペットの怪我もあり得ます。消毒薬、化膿止め等応急処置用品を用意しておきましょう。
また、慢性疾患があるペットはその治療薬も忘れずに持って行くことが必要です。
- トイレ用品 ペットシート・ビニール袋等のトイレ用品も用意しておきましょう。

身元表示をしましょう

いくら『災害時動物情報管理窓口』で情報を管理していても、逸走動物を飼い主の元に戻す決め手は「身元表示」です（これは通常時も同じです）。犬については、犬鑑札と当該年度の狂犬病注射済票の装着が義務となっています。猫についても名札等で身元表示しましょう。

また、マイクロチップという確実な身元表示も有効です。

町田市ではリーダーを購入し読み取り対応ができるよう準備しています。



猫の避難生活のイメージ例

「都会派猫のニューライフ」(名古屋市健康福祉局発行) より引用



犬のクレート生活イメージ例

NPO法人ジャパン・コンパニオン・ドック・クラブ提供

狂犬病の予防注射はお済ですか？

6月30日までに、注射を済ませ、注射済票(金属のプレート)の交付を受けてください！！

- 動物病院で狂犬病予防注射を受けた上で狂犬病予防注射済証(紙の証明書)を持参して、環境保全課【境川クリーンセンター内】または、南・なるせ駅前・鶴川・忠生・堺・小山いずれかの市民センターで交付を受けてください。

※町田市と協定を結んでいる動物病院で狂犬病予防注射を受けた場合は、その場で動物病院から交付を受けることができます。